

【文書名】

防犯視察に関する訓令

(昭和33年香川県警察本部訓令第21号)

【概要】

警察官が法令に基づき立入り等ができる営業者、営業所等に対し、法令の遵守状況を視察するとともに、その実態を把握し、もって犯罪や事故の発生を予防するため必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

古物商、質屋、猟銃等の販売業者、銃砲刀剣類の所持者、火薬類の消費場所等に対する視察要領等である。